

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年8月1日～令和13年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業取得を促進するため、制度の周知を図る。

対策：各部署へ育児休業制度についてのパンフレットを用いて、周知・啓発を行い、活用促進を促す。

目標2：全職員の所定外労働時間を月平均20時間以内とする

対策：令和8年8月～ 部署別に所定外労働の原因と分析を実施

令和9年2月～ 各部署毎に問題点の検討。

令和9年8月～ 職員へ周知し、所定外労働時間の削減を実施

医療法人慈全会